

【新旧対照表】 JAL グループカード会員特約の主な改定箇所 （下線部分が改定箇所です。）

改定前	改定後
第5条 （特典・サービス内容の変更）	第5条 （特典・サービス内容の変更）
1. JAL グループカード会員への特典・サービスについては当社が別途定めるものとします。	1. JAL グループカード会員への特典・サービスについては当社が別途定めるものとします。
2. 当社は、営業上の判断などにより、前項に定める特典・サービスを変更・中止する場合があります。	2. 当社は、営業上の判断等により、前項に定める特典・サービスを変更・中止する場合があります。
3. 第 1 項に定める特典・サービスを変更・中止する場合は JAL グループカード会員に対し当社 Web サイトにおいて事前に予告するものとします。	3. 第 1 項に定める特典・サービスを変更・中止する場合は JAL グループカード会員に対し <u>JAL カード会員専用サイト</u> において事前に予告するものとします。
第8条 （改定）	第8条 （改定）
1. 当社が必要と認めた場合には、当社は、次項に定める方法により、本特約を変更することができるものとします。	1. 当社が必要と認めた場合には、当社は、次項に定める方法により、本特約を変更することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づいて本特約を変更するときは、本特約を変更する旨、変更内容及び効力発生時期を、当社 Web サイトまたは印刷物へ掲載するなど、適切な方法により周知するものとします。	2. 当社は、前項に基づいて本特約を変更するときは、本特約を変更する旨、変更内容及び効力発生時期を、 <u>JAL カード会員専用サイト</u> または印刷物へ掲載する等、適切な方法により周知するものとします。
3. 当社が変更内容をお知らせした後に、JAL グループカード会員がグループカードを利用したときは、JAL グループカード会員は当該変更内容を承認したものとみなします。	3. 当社が変更内容をお知らせした後に、JAL グループカード会員がグループカードを利用したときは、JAL グループカード会員は当該変更内容を承認したものとみなします。